

2016年3月4日

大阪府総務部庁舎管理課

課長 山本 賢次 様

自治労大阪府職員労働組合

総務支部 用度分会

分会長

富井正

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

## 2016年度 用度分会要求書

日頃の地方自治確立に向けた取り組みと、健全な府政運営にご尽力なされておられることに対し、心より敬意を表します。

私たち用度分会に結集する組合員は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行すべく日々奮闘しております。

公務員としての自覚と責任を前提に、現場の持つ専門性や現場力を遺憾無く発揮し、職務に邁進できる職場確立のため、自らの労働条件について下記の要求を行いますので、誠意をもって対応されるよう願いたい。

### 記

- 1 従前からの労使慣行を尊重し、労働条件の改変については事前協議制を遵守し、遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。
- 2 アウトソーシングや施設の新改築に伴い勤務・労働条件に変更が生じる場合には、事前に協議を行うこと。
- 3 労働基準法第36条の趣旨を遵守し、時間外勤務の縮減を図ること。
- 4 退職者の速やかな補充を行うなど、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。
- 5 各職場の業務量、業務内容に見合った人員配置を行うなど、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。
- 6 機構改革等を反映させた庁舎配置図やフロアレイアウト図等は速やかに提供すること。
- 7 本庁舎、咲洲庁舎の制震、耐震等の工事に関わる情報は速やかに提供すること。
- 8 本庁舎、咲洲庁舎の緊急時の避難体制を整備するため、関係部局への指導、働きかけを強化するなど職員の安全等を確保すること。
- 9 防犯カメラの運用にあたっては、防犯上の目的以外に使用しないなど、勤務・労働条件の低下を招くことのないよう努めること。
- 10 職場環境については、関係法令を遵守するとともに、その都度、改善を図るなど、勤務・労働条件を確保すること。

以上